

○福島市公設地方卸売市場条例施行規則

平成二十五年六月二十八日規則第四十一号

改正

平成二六年三月三十一日規則第一〇号

平成三一年四月二二日規則第七五号

令和二年三月三十一日規則第二九号

福島市公設地方卸売市場条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者（第三条の二—第六条の四）

第二節 仲卸業者（第七条—第十八条）

第三節 売買参加者（第二十条—第二十五条）

第四節 関連事業者（第二十六条—第二十九条）

第三章 売買取引及び決済の方法（第二十九条の二—第五十六条）

第四章 卸売の業務に関する品質管理（第五十七条）

第五章 市場施設の使用（第五十八条—第七十一条）

第六章 市場運営協議会（第七十二条—第七十七条）

第七章 雑則（第七十八条—第八十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島市公設地方卸売市場条例（平成二十五年条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（取扱品目に係るその他の食料品）

第二条 条例第四条第一項に規定する規則で定めるその他の食料品は、別表第一に掲げるとおりとする。

（販売開始時刻等）

第三条 条例第六条第二項に規定する規則で定める卸売業者の販売開始時刻及び販売終了時刻は、取扱品目の部類に応じ、次の表の販売開始時刻の欄及び販売終了時刻の欄に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

部類	販売開始時刻	販売終了時刻
青果部	午前七時	午後三時
水産物部	午前六時	午後三時
花き部	午前九時	午後三時

2 卸売業者の販売開始時刻は、チャイム等をもって知らせるものとする。

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者

(卸売業務の承認の申請)

第三条の二 条例第七条の二第一項の規定により卸売業務の承認の申請をしようとする者は、卸売業務承認申請書(様式第一号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は規約
- 二 登記事項証明書
- 三 貸借対照表及び損益計算書
- 四 代表者及び業務執行役員の履歴書及び住民票の写し並びに市町村長の発行する身分証明書及び写真(正面向き、上半身、脱帽、名刺型二枚)
- 五 事業計画書
- 六 業務執行役員が条例第七条の二第四項第二号、第五号、第六号及び七号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
- 七 その他市長が必要と認める書類

(卸売業務承認証の交付)

第三条の三 市長は、条例第七条の二第一項の規定により卸売業務を承認したときは、卸売業務承認証(様式第一号の二)を交付する。

2 市長は、卸売業者から条例第十二条の四第一項第二号又は第三号による届出があった場合において、当該卸売業者から申出があったときは、卸売業務承認証を再交付する。

(保証金の額)

第四条 条例第九条第一項の規定による卸売業者の預託すべき保証金の額は、別表第二に掲げるとおりとする。

2 条例第九条第二項に規定する規則で定める有価証券は、次に掲げるとおりとする。

- 一 福島市債証券
- 二 特別の法律により法人の発行する債券
- 三 市長が確実であると認める社債券

3 条例第九条第三項に規定する規則で定める有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 条例第九条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券 額面金額の百分の八十に相当する額
- 二 前項第一号に掲げる有価証券 額面金額に相当する額
- 三 前項第二号及び第三号に掲げる有価証券 額面金額の百分の八十に相当する額

4 記名債券を保証金に充てる場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添付しなければならない。

(記章等の着用)

第五条 卸売業者は、卸売の業務を執行する役員、使用人及びせり人に、市場内においては、常に記章及び帽子(次項において「記章等」という。)を着用させなければならない。

2 卸売業者は、前項の記章等を定めたとき、又は変更したときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの承認申請)

第五条の二 条例第十二条の三第三項の規定により卸売の業務の譲渡し及び譲受けの承認の申請をしようとする者は、譲渡人及び譲受人が連署した卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け承

認申請書（様式第一号の三）を、市長に提出しなければならない。

- 2 第三条の二第二項の規定は、前項の承認申請書に添付する書類について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは、「譲受人についての次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、条例第十二条の三第一項の規定により承認をしたときは、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け承認書（様式第一号の四）を当該申請者に交付する。

（卸売業者の合併及び分割の承認申請）

第五条の三 条例第十二条の三第三項の規定により卸売業者の合併又は分割承認の申請をしようとする者は、合併の当事者が連署した卸売業者の合併承認申請書（様式第一号の五）又は分割の当事者が署名（分割の当事者が二以上あるときは、それらの者が連署）した卸売業者の分割承認申請書（様式第一号の六）を、市長に提出しなければならない。

- 2 第三条の二第二項の規定は、前項の承認申請書に添付する書類について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により卸売業務を承継する法人についての次に掲げる書類及び合併又は分割に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。
 - 3 市長は、条例第十二条の三第二項の規定により承認をしたときは、卸売業者の合併承認書（様式第一号の七）又は卸売業者の分割承認書（様式第一号の八）を当該申請者に交付する。
- （定款変更等の届出）

第五条の四 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該事項について市長に届け出なければならない。

- 一 定款を変更したとき。
- 二 総会の決議があったとき。

（報告書等の提出）

第六条 卸売業者は、毎月末日現在における種目別、産地別、品目別、月間売上高報告書（様式第一号の九）を作成し、翌月の十日までに、市長に提出しなければならない。

（事業報告書等の閲覧の拒否）

第六条の二 条例第十二条の五第三項に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- 二 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき、閲覧の申出がなされたと認められる場合
- 三 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

（届出事項）

第六条の三 卸売業者は、条例第七条の二第四項第二号、第五号及び第六号に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（せり人の資格要件等）

第六条の四 条例第十二条の六第一項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないものであるとき。

- 二 破産者で復権を得ないものであるとき。
 - 三 条例の規定による処分又はせり人の業務の停止を受けた日から起算して六月を経過しないものであるとき。
 - 四 市場の仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。
- 2 条例第十二条の六第二項の規定による届出は、せり人届出書（様式第一号の十）によりしなければならない。
- 3 卸売業者は、せり人を定めたときは、前項の届出書に当該せり人の履歴書及び写真（正面向き、上半身、脱帽、名刺型二枚）を添付しなければならない。

第二節 仲卸業者

（仲卸業務の承認の申請）

第七条 条例第十四条第一項の規定により仲卸業務の承認の申請をしようとする者は、仲卸業務承認申請書（様式第二号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は規約

二 登記事項証明書

三 貸借対照表及び損益計算書

四 代表者及び業務執行役員の履歴書及び住民票の写し並びに市町村長の発行する身分証明書及び写真（正面向き、上半身、脱帽、名刺型二枚）

五 事業計画書

六 業務執行役員が条例第十四条第四項第二号、第五号、第六号及び第七号に規定する者に該当しないことを誓約する書面

七 その他市長が必要と認める書類

（仲卸業務承認証の交付）

第八条 市長は、条例第十四条第一項の規定により仲卸業務を承認したときは、仲卸業務承認証（様式第三号）を交付する。

2 市長は、仲卸業者から条例第十九条第一項第二号又は第三号による届出があった場合において、当該仲卸業者から申出があったときは、仲卸業務承認証を再交付する。

（保証金の額）

第九条 条例第十六条第一項に規定する仲卸業者の預託すべき保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、二十万円とする。

（仲卸業者章の交付）

第十条 市長は、仲卸業者が前条に規定する保証金を預託したときは、仲卸業者章（様式第四号）を交付する。

2 仲卸業者は、仲卸しの業務に従事するときは、前項の仲卸業者章を着用しなければならない。

（仲卸業者章の再交付）

第十一条 仲卸業者は、仲卸業者章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。この場合において、仲卸業者は、その実費（消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額（以下「消費税額」という。）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額（以下「地方消費税額」という。）を含む。）を

負担しなければならない。

(仲卸補助者の承認等)

第十二条 市長は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは、仲卸業者の役員又は使用人のうち卸売に参加するのに必要な知識及び経験を有すると認める者（以下「仲卸補助者」という。）を、当該卸売に参加させることができる。

- 2 仲卸業者は、前項の承認を受けようとするときは、仲卸補助者承認申請書（様式第五号）に、履歴書及び写真（正面向き、上半身、脱帽、名刺型二枚）を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第一項の承認をしたときは、仲卸補助者章（様式第六号）を仲卸補助者に交付するものとする。
- 4 仲卸補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、仲卸補助者章を着用しなければならない。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けの承認申請)

第十三条 条例第十八条第三項の規定により仲卸しの業務の譲渡し及び譲受けの承認の申請をしようとする者は、譲渡人及び譲受人が連署した仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け承認申請書（様式第七号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 第七条第二項の規定は、前項の承認申請書に添付する書類について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは、「譲受人についての次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、条例第十八条第一項の規定により承認をしたときは、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け承認書（様式第八号）を当該申請者に交付する。

(仲卸業者の合併及び分割の承認申請)

第十四条 条例第十八条第三項の規定により仲卸業者の合併又は分割承認の申請をしようとする者は、合併の当事者が連署した仲卸業者の合併承認申請書（様式第九号）又は分割の当事者が署名（分割の当事者が二以上あるときは、それらの者が連署）した仲卸業者の分割承認申請書（様式第十号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 第七条第二項の規定は、前項の承認申請書に添付する書類について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により仲卸業務を承継する法人についての次に掲げる書類及び合併又は分割に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、条例第十八条第二項の規定により承認をしたときは、仲卸業者の合併承認書（様式第十一号）又は仲卸業者の分割承認書（様式第十二号）を当該申請者に交付する。

(定款変更等の届出)

第十五条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該事項について市長に届け出なければならない。

- 一 定款を変更したとき。
- 二 総会の決議があったとき。

(事業報告書等の提出)

第十六条 条例第二十条に規定する仲卸業者が提出する報告書は、仲卸業者事業報告書（様式第十三号）とする。

- 2 前項の事業報告書には、総会の議事録を添付しなければならない。

3 仲卸業者は、仲卸業者月間売上高報告書（様式第十四号）を翌月の十日までに、市長に提出しなければならない。

（届出事項）

第十七条 仲卸業者は、条例第十四条第四項第二号、第五号及び第六号に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（準用規定）

第十八条 第四条第二項から第四項までの規定は、仲卸業者について準用する。

第十九条 削除

第三節 売買参加者

（売買参加者の承認申請）

第二十条 条例第二十一条第三項の規定により売買参加の承認の申請をしようとする者は、売買参加承認申請書（様式第十五号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請者が個人である場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 履歴書及び写真（正面向き、上半身、脱帽、縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルのもの二枚）
- 二 住民票の写し及び市町村長の発行する身分証明書
- 三 申請者が条例第二十一条第四項第三号及び第五号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
- 四 その他市長が必要と認める書類

3 第一項の申請書には、当該申請者が法人である場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は規約
- 二 登記事項証明書
- 三 代表者の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- 四 当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書、住民票の写し、当該法人の役員又は使用人であることを証する書面及び写真（正面向き、上半身、脱帽、縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルのもの二枚）
- 五 申請者が条例第二十一条第四項第三号及び第五号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
- 六 その他市長が必要と認める書類

（売買参加の承認の有効期間）

第二十一条 売買参加の承認の有効期間は、五年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その有効期間を五年未満とすることができる。

（売買参加者承認証及び売買参加者章の交付）

第二十二条 市長は、条例第二十一条第一項の規定により、売買参加者の承認をしたときは、売買参加承認証（様式第十六号）及び売買参加者章（様式第十七号）を交付する。

2 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加者章を着用しなければならない。

（売買参加の承認の更新）

第二十三条 売買参加者は、売買参加の承認の更新を受けようとするときは、売買参加承認更

新申請書（様式第十八号）を、当該売買参加の有効期間満了の日の三十日前から当該有効期間満了の日までの間に、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、当該申請者が個人である場合は、写真（正面向き、上半身、脱帽、縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルのもの一枚）を添付しなければならない。
- 3 第一項の申請書には、当該申請者が法人である場合は、常時売買に参加する者の写真（正面向き、上半身、脱帽、縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルのもの一枚）及び役員又は使用人であることを証する書面を添付しなければならない。

（届出事項）

第二十四条 売買参加者は、条例第二十一条第四項第一号及び第三号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（準用規定）

第二十五条 第十一条及び第十二条の規定は、売買参加者について準用する。この場合において、第十二条中「仲卸補助者」、「仲卸業者」及び「仲卸補助者章」とあるのは、それぞれ「売買参加補助者」、「売買参加者」及び「売買参加補助者章」（様式第十九号）と読み替えるものとする。

第四節 関連事業者

（関連事業者の業務）

第二十六条 条例第二十四条第一項第一号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 代金精算業
- 二 その他市長が必要と認めるもの

2 条例第二十四条第一項第二号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 包装資材類
- 二 金融業
- 三 その他市長が必要と認めるもの

（業務の承認）

第二十七条 条例第二十四条第二項の規定により業務の承認の申請をしようとする者は、関連事業業務承認申請書（様式第二十号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請者が個人である場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 履歴書及び写真（正面向き、上半身、脱帽、名刺型二枚）
- 二 資産調書
- 三 住民票の写し及び市町村長の発行する身分証明書
- 四 最近二年間の事業報告書又は事業計画書

- 五 条例第二十四条第三項第二号及び第五号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
- 六 その他市長が必要と認める書類

3 第一項の申請書には、当該申請者が法人である場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は規約
- 二 登記事項証明書
- 三 法人の代表者の履歴書及び写真（正面向き、上半身、脱帽、名刺型二枚）

- 四 業務を執行する役員の住民票の写し及び市町村長の発行する身分証明書
- 五 最近二年間の事業報告書又は事業計画書
- 六 業務を執行する役員が条例第二十四条第三項第二号及び第五号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
- 七 その他市長が必要と認める書類

4 市長は、条例第二十四条第一項の規定により業務の承認をしたときは、関連事業業務承認証（様式第二十一号）を交付する。

5 市長は、関連事業者から条例第二十八条第一項第二号の規定による届出があった場合において、当該関連事業者から申出があったときは、関連事業業務承認証を再交付する。

（保証金の額）

第二十八条 条例第二十六条第一項に規定する規則で定める保証金の額は、十五万円とする。

（準用規定）

第二十九条 第四条第二項から第四項までの規定は、関連事業者について準用する。

第三章 売買取引及び決済の方法

（受託拒否の正当な理由）

第二十九条の二 卸売業者が、その承認に係る取扱品目の部類に属する物品について市場内における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合に、条例第三十一条第二項に規定するその引受けを拒むことができる正当な理由は次のとおりとする。

- 一 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
- 二 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が当該卸売市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合
- 三 卸売場、倉庫その他の卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- 四 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- 五 販売の委託の申込みが条例第三十条の二の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- 六 販売の委託の申込みが当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- 七 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（委託物品の即日販売等）

第三十条 卸売業者は、当日の販売開始時刻までに受領した委託物品は、その日のうちに卸売しなければならない。ただし、委託者の指示又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、必要があると認めるときは、貯蔵品の卸売を勧告することができる。

第三十一条 削除

(売買取引の方法)

第三十二条 卸売業者が市場内において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、銘柄によることができる。

(物品の下見)

第三十三条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をする場合には、その販売開始時刻前に、仲卸業者及び売買参加者が当該物品の下見が十分できるよう卸売場に配列しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、現品又は見本の下見を行い、取引の適正化に努めなければならない。

第三十四条 削除

第三十五条 削除

第三十六条 削除

(せり売の方法)

第三十七条 せり人は、せり売をしようとする物品について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後でなければ開始することができない。ただし、規格が統一され数量がまとまっている荷口の物品で、効率的な取引の確保を図るため、市長が必要と認めたときは、市長が定める方法によることができる。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）を、三回呼び上げたときに決定し、その申込者を、せり落し人とする。ただし、呼び上げ回数は、状況に応じ、これを減ずることができる。

3 前項の規定にかかわらず、指値のある委託物品については、最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

4 せり人は、最高価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）の申込者が、二人以上あるときは、抽選その他公平な方法によって、せり落し人を決定しなければならない。

5 せり人は、せり落し人が決定したときは、価格、数量及び氏名又は商号若しくは番号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第三十八条 入札は、卸売業者が入札しようとする物品について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札に参加する者（以下「入札者」という。）に対し、入札票（様式第二十二号）に、入札者の番号、入札金額（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）その他必要な事項を、記載させて行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに、行わなければならない。

3 入札者のうち、最高価格の入札をした者を、落札者とする。

4 前条第三項から第五項までの規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 入札者が誰であるか確認し難いとき。
- 二 入札金額その他必要な記載事項が不明なとき。
- 三 同一人が二通以上の入札書により入札したとき。
- 四 入札に際し不正又は不当な行為があったとき。

五 条例又はこの規則若しくはこれらに基づく指示に違反したとき。

2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となった場合には、開札の際、その理由を明示し、当該入札が無効な旨を告知するとともに、再入札をしなければならない。

(異議の申立て)

第四十条 せり売又は入札に参加した者がそのせり落し又は落札の決定について、異議があるときは、直ちに、その旨を市長に申し立てることができる。

2 前項の規定による異議の申立ては、せり落し又は落札後、直ちに行わなければならない。

3 市長は、第一項の規定による異議の申立てについて、正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

第四十一条 削除

(販売開始時刻前の卸売)

第四十二条 卸売業者は、販売開始時刻前に卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、販売開始時刻前に卸売をすることができる。

一 第四十三条第一項第一号イ又はハ若しくはニ、第二号又は第三号に該当する場合

二 相対取引により卸売をする場合

(卸売の相手方の制限の届出)

第四十三条 条例第三十二条第一項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないとき。

イ 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

ロ 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

ハ 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては、当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

ニ その他市長が認める場合

二 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の卸売業者から買い受ける者に対して卸売をする場合

三 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

2 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をした場合には、条例第三十二条第二項の規定により、卸売相手方の制限届出書（様式第二十五号）を、翌月二十日までに、市長に提出しなければならない。ただし、前項第一号で定めるところにより卸売をした場合は、この限りでない。

(受託契約約款の届出)

第四十三条の二 卸売業者は、条例第三十五条第二項の規定により届出をしようとするときは、受託契約約款を定めた日又は変更した日から起算して三十日以内に、受託契約約款届出書(様式第二十五号の二)によりしなければならない。

(卸売をした物品の相手方の明示)

第四十四条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、条例第三十七条第一項の規定により、直ちに、その売り渡した物品に卸売をした物品の相手方の名称、品目、数量、等級及び品質等について明示しなければならない。

第四十五条 削除

第四十六条 削除

(卸売業者の届出事項)

第四十七条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 仲卸業者及び売買参加者が、買い受けた物品の代金(買い受けた額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。)の支払を怠ったとき。
- 二 行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなったとき。

(卸売業者以外の者から買入れた物品の届出)

第四十八条 仲卸業者は、条例第三十八条第二項ただし書の規定により取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買入をしたときは、仲卸業者の月間買入物品届出書(様式第二十六号)を、翌月十日までに、市長に届け出なければならない。

(委託者不明物品の処置)

第四十九条 卸売業者は、委託者の判明しない委託物品があるときは、直ちに、その旨を市長に報告し、その確認を受けなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の確認を受けた後、その物品を販売することができる。
- 3 市長は、第一項の確認をしたときは、利害関係者の請求により、これに関する証明書を交付する。

(販売原票等の作成)

第五十条 卸売業者は、売買契約が成立したときは、直ちに、販売原票を作成しなければならない。

- 2 卸売業者は、販売原票に基づき売渡票を作成し、仲卸業者又は売買参加者に交付しなければならない。

(卸売業者が卸売をすることができない場合の措置)

第五十一条 卸売業者は、その資格を失ったとき、業務を停止されたとき、又は売買を差し止められたときは、遅滞なく、未販売の委託物品についてその品目、数量、委託者その他受託に関する事項を、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、条例第六十二条第二項の規定により、自ら卸売の業務を行う場合には、卸売業者が定めたせり人を、臨時に使用することができる。

(卸売予定数量の報告等)

第五十二条 卸売業者は、条例第四十一条第一項の規定による卸売予定数量の報告は、販売開始時刻の一時間前までに、卸売予定数量報告書(様式第二十八号)によりしなければならない。

い。

- 2 前項の規定による報告後に入荷した物品で、当日販売する物品については、入荷遅延物品報告書（様式第二十九号）を市長に提出し、直ちに市長の指定する検査員の確認を受けなければならない。この場合において、出荷者に対して市長の証明書の送付を要するときは、入荷遅延証明願書（様式第三十号）を市長に提出しなければならない。
- 3 卸売業者は、条例第四十一条第二項の規定による卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額を加えた価格をいう。以下同じ。）等の報告は、条例第五条に規定する開場日（以下「開場日」という。）ごとに販売終了後直ちに主要品目卸売価格報告書（様式第三十一号）により行うほか、卸売をした日の翌日午前十時までに売上高日計表（様式第三十二号）により行わなければならない。
- 4 卸売業者は、条例第四十一条第三項に規定する卸売をした物品の市況等の報告は、売上高月計表（様式第三十三号）により行わなければならない。
- 5 前各項の報告等は、主要な品目に関し行うものとする。
（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第五十三条 条例第四十二条第一項の規定による公表は、販売開始時刻の一時間前までに行わなければならない。

（開設者による卸売数量等の公表）

第五十四条 条例第四十三条第二項の規定による公表は、第五十二条第一項の規定により報告された物品について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（委託手数料の率の届出）

第五十五条 条例第四十六条第一項の規定による届出は、当該委託手数料の率が最初に適用されることとなる日（以下「適用開始日」という。）の属する年の二月一日から同月十日までの間に、委託手数料率届出書（様式第三十四号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 当該委託手数料の率の適用開始日以後一年間の事業計画書（様式第三十五号）、予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 二 その他市長が必要と認めた書類

（委託手数料の率の区分等）

第五十六条 条例第四十六条第二項に規定する規則で定める委託手数料の率の区分は卸売業者の届出によるものとし、毎年四月一日を当該委託手数料の率の適用開始日とする。

第四章 卸売の業務に関する品質管理

（物品の品質管理の方法）

第五十七条 条例第四十九条第二項に規定する規則で定める事項は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに次のとおりとする。

- 一 青果物の卸売場
 - イ 卸売業者は、取扱品目、施設の設定温度（温度管理機能を有する卸売場に限る。）及び品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに品質管理の責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。
 - ロ 卸売業者は、品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項を定め、イに規定する事項とともに市長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同

様とする。

- (1) トラックからの荷下ろし時の品質管理に関する事。
- (2) 物品の鮮度、外観、容器の破損、衛生状態等の確認に関する事。
- (3) 搬入物品が結露しない輸送温度の周知徹底に関する事。
- (4) 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関する事。
- (5) 施設の温度管理に関する事（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。
- (6) 施設の温度の確認に関する事（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。
- (7) 温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関する事。
- (8) 物品の滞留時間の管理に関する事。
- (9) 卸売場内での物品の取扱いに関する事。
- (10) 卸売場内の衛生的な利用に関する事。
- (11) 取引後の速やかな物品の搬出に関する事。
- (12) 条例第三十六条第三項に規定する検収に関する事。
- (13) 市場施設等の清潔及び衛生の保持に関する事。
- (14) その他品質管理の徹底に関する事。

二 水産物の卸売場

イ 卸売業者は、取扱品目、施設の設定温度（温度管理機能を有する卸売場に限る。）及び品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに品質管理の責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

ロ 卸売業者は、品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項を定め、イに規定する事項とともに市長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) トラックからの荷下ろし時の品質管理に関する事。
- (2) 物品の鮮度、外観、容器の破損、衛生状態等の確認に関する事。
- (3) 搬入物品が結露しない輸送温度の周知徹底に関する事。
- (4) 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関する事。
- (5) 施設の温度管理に関する事（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。
- (6) 施設の温度の確認に関する事（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。
- (7) 温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関する事。
- (8) 物品の滞留時間の管理に関する事。
- (9) 卸売場内での物品の取扱いに関する事。
- (10) 卸売場内の衛生的な利用に関する事。
- (11) 取引後の速やかな物品の搬出に関する事。
- (12) 条例第三十六条第三項に規定する検収に関する事。
- (13) 市場施設等の清潔及び衛生の保持に関する事。
- (14) その他品質管理の徹底に関する事。

三 花きの卸売場

イ 卸売業者は、取扱品目、施設の設定温度（温度管理機能を有する卸売場に限る。）及び品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに品質管理の責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様と

する。

ロ 卸売業者は、品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項を定め、イに規定する事項とともに市長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) トラックからの荷下ろし時の品質管理に関すること。
- (2) 物品の鮮度、外観、容器の破損、衛生状態等の確認に関すること。
- (3) 搬入物品が結露しない輸送温度の周知徹底に関すること。
- (4) 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関すること。
- (5) 施設の温度管理に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。
- (6) 施設の温度の確認に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。
- (7) 温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関すること。
- (8) 物品の滞留時間の管理に関すること。
- (9) 卸売場内での物品の取扱いに関すること。
- (10) 卸売場内の衛生的な利用に関すること。
- (11) 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。
- (12) 条例第三十六条第三項に規定する検収に関すること。
- (13) 市場施設等の清潔及び衛生の保持に関すること。
- (14) その他品質管理の徹底に関すること。

2 仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めなければならない。

- 一 店舗等使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに仲卸売場店舗等の見やすい場所に掲示すること（届出の内容を変更するときも、同様とする。）。
- 二 腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去により物品の品質保持を図ること。
- 三 物品の適正な温度管理を行うとともに、低温倉庫や冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること。
- 四 仲卸売場施設及び機械器具類等の清潔及び衛生の保持を図ること。

3 売買参加者及び買出人は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めるものとする。

- 一 物品の品質保持のため買荷の売場施設における滞留時間の短縮を図ること。
- 二 コールドチェーンが確保されるよう保冷、冷凍車両の利用を図ること。
- 三 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。

4 卸売業者、仲卸業者、関連事業者その他市場内で搬送車両を所有する者は、電気を動力とする搬送車両等の利用に努めるものとする。

第五章 市場施設の使用

（市場施設の使用指定等）

第五十八条 条例第五十条第一項又は第二項の規定により、市場施設を使用しようとする者は、市場施設使用指定（許可）申請書（様式第三十六号）を提出し、市長の指定又は許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の指定又は許可をしたときは、市場施設使用指定（許可）書（様式第三十七号）を交付する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の使用の指定又は許可をした後であっても、その位置、面積、使用期間その他の使用条件を変更することができる。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、市場施設の一部について適当な管理者を定めて、そ

の管理を委託することができる。

(使用期間)

第五十九条 市場施設の使用期間は一年以内とし、これを更新することができる。

(施設使用の保証金)

第六十条 条例第五十条第四項に規定する規則で定める保証金の額は、市場使用料の月額の三倍とする。

2 前項の保証金の額を計算する場合において、当該保証金の額に千円未満の端数があるときは、これを千円として計算する。

(原状変更の承認申請)

第六十一条 使用者は、条例第五十二条第一項の規定による承認を受けようとするときは、市場施設の原状変更承認申請書(様式第三十八号)に設計図、仕様書、費用見積書及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市場施設に備付け以外の看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の原状に変更を加えるものとみなす。

3 市長が必要と認めるときは、第一項の承認をした後であっても、当該申請者に対し指示をし、変更させ、又は除去を命ずることができる。

4 使用者は、承認又は指示等を受けたときは、工事^{しゅん}竣工後、遅滞なく、市長に届け出て、その検査を受けた後でなければ、使用することができない。

(工事施行及び賠償の免責)

第六十二条 市長は、市場運営上施設の改修を要すると認めるときは、いつでも、工事を施行することができる。

2 前項の場合において、使用者に対しやむを得ない損害を与えることがあっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(施設の維持)

第六十三条 市長は、市場施設の利用者に対し、その使用状況、保健衛生及び災害予防について検査し、若しくは必要な措置を命じ、又は使用を制限することができる。

2 市長は、使用者が前項の命令又は制限に服さないときは、使用者に代わって執行することができる。この場合において、当該執行に係る費用は、使用者の負担とする。

(火災の予防)

第六十四条 使用者は、火気の使用及びその取扱いに十分注意するほか、火災の予防について、必要な措置を講じておかななければならない。

(修繕費用の利用者負担)

第六十五条 使用の指定又は許可を受けた市場施設のうち、点滅器、蛍光管、扉の取手、ガラスその他構造上重要でない部分の修繕等に要する費用は、使用者の負担とする。

(施設の返還)

第六十六条 使用者が、条例第五十三条の規定により市場施設を返還しようとするときは、市場施設返還届出書(様式第三十九号)を市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第六十七条 条例第五十三条の規定により、市場施設を返還すべき者が指定期間内にこれを返還しないときは、その者は、返還期限の翌日から返還を完了する日までの使用料相当額(消

費税額及び地方消費税額を含む。)を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、返還の遅延により市に損害が生じた場合には、前項に規定する賠償額に、その損害額（消費税額及び地方消費税額を含む。）を加算した額を賠償しなければならない。

（使用料の計算）

第六十八条 月額で徴収する市場の使用料のうち、その使用が月に満たない場合の使用料又は月の中途から使用を開始した場合の使用料は、日割による。この場合において、その日割の計算の方法は、当該月額の使用料を三十で除した額にその月において使用した日数を乗ずるものとする。市長が特別な理由があると認め、月の中途で条例第五十三条の規定による返還を行い使用者でなくなった場合の使用料についても同様とする。

- 2 年額で徴収する市場の使用料のうち、その使用が年に満たない場合の使用料又は年の中途から使用を開始した場合の使用料は、月割による。この場合において、一月未満の端数があるときは一月として計算する。市長が特別な理由があると認め、年の中途で条例第五十三条の規定による返還を行い使用者でなくなった場合の使用料についても同様とする。

- 3 市場施設の使用面積の計算単位は、一平方メートルとし、一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算する。

- 4 市場の使用料に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 5 市場の使用料のうち、月額で徴収する施設を月の中途で使用しなくなった場合（第一項に掲げる場合を除く。）及び年額で徴収する施設を年の中途で使用しなくなった場合（第二項に掲げる場合を除く。）の使用料については、条例第五十六条第三項の規定により徴収するものとする。

（使用者の負担する費用）

第六十九条 条例第五十六条第二項に規定する市長の指定する使用者の負担する費用は、次に掲げる市場施設に係る電灯、電力、水道、ガス及び電話等（以下「電灯等」という。）の費用とする。

- 一 卸売業者売場
- 二 仲卸業者売場
- 三 買荷保管積込所
- 四 関連事業者営業所
- 五 業者事務所
- 六 青果棟荷捌き所^{さば}
- 七 事務室
- 八 倉庫
- 九 冷蔵庫
- 十 水産物あらい集積所
- 十一 保冷库
- 十二 その他市長が指定する施設

- 2 前項の費用の計算は、計器による。ただし、これにより難いときは、市長の認定によることができる。

- 3 市場施設に係る電灯等の納付期限は、次に掲げるとおりとする。

- 一 電灯、電力及びガス 当月分を翌月末日まで
 - 二 水道 二月分を当該請求月末日まで
 - 三 電話 当月分を当月末日まで
- 4 前項の規定にかかわらず、費用の納付期限が休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八条）に規定する休日をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日（その日が一月二日又は同月三日に当たるときは、同月四日）をもって納付期限とみなす。
- 5 市長は、使用者が、その使用に係る第一項の費用を滞納したときは、当該施設の電灯等の使用を停止することができる。

（使用料の納期）

第七十条 市場の使用料の納付期限は、次に掲げるとおりとする。

- 一 市場使用料 当月分を翌月二十日まで
 - 二 月額による使用料 当月分を当月二十日まで
 - 三 年額又は日額による使用料 使用許可を受けたとき。
- 2 前条第四項の規定は、前項に規定する使用料の納付期限が休日に当たる場合について準用する。この場合において、同条第四項中「費用」とあるのは、「使用料」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、特別の事情がある場合においては、第一項各号の納期限を変更することができる。

（使用料の減免）

第七十一条 条例第五十七条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第四十号）を市長に提出しなければならない。

第六章 市場運営協議会

（組織）

第七十二条 条例第六十一条第一項に規定する協議会は、委員十八名以内をもって組織する。

（委員の任期）

第七十三条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第七十四条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第七十五条 協議会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第七十六条 協議会は、専門的に調査又は審査を必要とする事項が生じたときは、その都度部会を設けることができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

- 4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。
- 5 部会の会議は、必要に応じて、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会における調査又は審査の結果を協議会に報告しなければならない。

(補則)

第七十七条 この章で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第七章 雑則

(身分を示す証明書)

第七十八条 条例第五十八条第一項の規定により立入検査をする職員は、立入検査証明書（様式第四十一号）を携帯しなければならない。

(承認証等の返還)

第七十九条 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者がその資格を失ったときは、交付を受けた承認証を遅滞なく、市長に返還しなければならない。

- 2 仲卸業者、仲卸補助者、売買参加者及び売買参加補助者がその資格を失ったときは、交付を受けた記章を遅滞なく、市長に返還しなければならない。

(施設の清掃等)

第八十条 使用者は、条例第六十六条第一項の規定により、清掃及び廃棄物の適切な処理及び消毒（以下「清掃等」という。）を行い、常に市場施設の清潔を保持しなければならない。

- 2 使用者は、常に物品、容器その他の物件を整理し、通路その他に放置してはならない。
- 3 使用者は、通路、排水路その他共通の使用場所及び設備で、市長が指定するものについては、関係使用者は、共同して清掃等を行わなければならない。
- 4 前項の関係使用者は、清掃等に関する責任者及び費用の負担方法等を定め、市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、第一項の清掃等に関し、その区分及び費用の負担を指示することができる。

(使用人の届出)

第八十一条 卸売業者及び仲卸業者は、その業務に関して使用人を雇用又は解雇したときは、その氏名、住所その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

(入場の制限等)

第八十二条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その入場を制限し、又は退去を命ずるものとする。

- 一 市場内において暴行、脅迫その他不穏な行為により市場の秩序を乱す者
 - 二 市場内において他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある者
 - 三 伝染性疾病のある者
- 2 市場に出入りする者は、市場内に、廃棄物を持ち込んで서는ならない。

(掲示事項)

第八十三条 次に掲げる事項は、市場内に掲示する。

- 一 条例第五条第二項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないとき。
- 二 条例第六条第一項ただし書の規定により、開場の時間を臨時に変更したとき。
- 三 卸売業者が休業し、又は廃業したとき。
- 四 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者の承認をしたとき、若しくはその資格

を失ったとき、又はその業務の停止を命じたとき。

五 卸売業者、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併の承認をしたとき。

六 条例第三十九条及び第四十条の規定により、売買を差し止め、物品の搬入若しくは所持を禁止し、又はその撤去を命じたとき。

七 条例第六十条第一項から第七項までの規定による処分をしたとき。

八 条例第六十二条第二項及び第三項の規定により、市長において自ら卸売の業務を行うとき。

九 市場に関する法令並びに条例、規則及び要綱等を変更したとき。

十 前各号のほか、市長において必要があると認めたとき。

(開場時刻等の変更通知)

第八十四条 卸売業者は、前条第一号又は第二号の規定による掲示があったときは、直ちに、その旨を業務取扱上必要と認める者に通知しなければならない。

(指定管理者による管理)

第八十五条 市長は、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第五条第二項、第十六条第三項、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十七条第一項、第四十条（第二項を除く。）、第四十三条第二項、第四十九条（第二項を除く。）、第五十二条（第一項及び第三項から第五項までを除く。）、第五十八条、第六十一条（第二項を除く。）、第六十三条、第六十六条、第六十八条（第三項から第五項までを除く。）、第六十九条（第三項及び第四項を除く。）、第七十九条（卸売業者、仲卸業者及び仲卸補助者に関する規定を除く。）、第八十条（第一項及び第二項を除く。）、第八十一条及び第八十二条第一項の規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第十四号から様式第十八号まで、様式第二十号、様式第二十一号、様式第二十五号、様式第二十八号から様式第三十号まで及び様式第三十六号から様式第三十九号までの規定の適用についてはこれらの規定中「福島市長」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(福島市中央卸売市場業務規程施行規則の廃止)

2 福島市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和四十七年規則第四十一号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の旧規則の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成二六年三月三十一日規則第一〇号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月二二日規則第七五号）

この規則は、平成三十一年六月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日規則第二十九号）

(施行期日)

1 この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の福島市公設地方卸売市場条例施行規則の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

別表第一（第二条関係）

部類	類別	品目
青果部	調理冷凍食品類	調理冷凍加工品
	その他	その他市長が認めるもの
水産物部	調理冷凍食品類	調理冷凍加工品
	その他	その他市長が認めるもの
花き部	その他	その他市長が認めるもの

別表第二（第四条関係）

部類	年間卸売金額	保証金の額	備考
青果部	五十億円未満	二百万円	年間卸売金額は、前事業年度（四月から翌年三月まで）により算定するものとする。
	五十億円以上七十五億円未満	三百万円	
	七十五億円以上百億円未満	四百万円	
	百億円以上百五十億円未満	六百万円	
	百五十億円以上二百億円未満	八百万円	
	二百億円以上	一千万円	
水産物部	五十億円未満	二百万円	年間卸売金額は、前事業年度（四月から翌年三月まで）により算定するものとする。
	五十億円以上七十五億円未満	三百万円	
	七十五億円以上百億円未満	四百万円	
	百億円以上百五十億円未満	六百万円	
	百五十億円以上二百億円未	八百万円	

	満		
	二百億円以上	一千万円	
花き部	三十億円未満	百二十万円	年間卸売金額は、前事業年度（四月から翌年三月まで）により算定するものとする。
	三十億円以上五十億円未満	二百万円	
	五十億円以上七十五億円未満	三百万円	
	七十五億円以上百億円未満	四百万円	
	百億円以上	六百万円	

注 年間卸売金額は、せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格と数量の積の年間の合計額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた金額とする。

様式第1号（第3条の2関係）

様式第1号（第3条の2関係）

卸売業務承認申請書

年 月 日

福島市長

住 所

名称及び代表者氏名

㊟

福島市公設地方卸売市場条例第7条の2第1項の規定により
認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

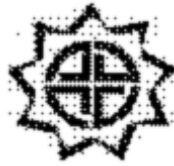
部卸売業務の承

記

名 称	
住 所	
商 号	
卸売業務を行う 取扱品目の部類	
取 扱 品 目	
備 考	

様式第1号の2 (第3条の3関係)

様式第1号の2 (第3条の3関係)



福島市指令第 号

年 月 日

卸 売 業 務 承 認 証

名 称

代表者氏名

福島市長



福島市公設地方卸売市場条例第7条の2第1項及び第2項の規定により下記事項を指定し、卸売業務を行うことを承認します。

記

1 取扱品目の部類 部

2 承認番号 第 号

市章、額縁は金色

様式第1号の3 (第5条の2関係)

様式第1号の3 (第5条の2関係)

卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け承認申請書

年 月 日

福島市長

譲渡人

福島市公設地方卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者氏名 ⑩

譲受人

住 所

名称及び代表者氏名 ⑩

福島市公設地方卸売市場条例第12条の3第1項の規定により卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名 称	
住 所	
商 号	
卸売業務承認の年月日	
取扱品目の部類	
取 扱 品 目	
予 定 年 月 日	
内 容 及 び 条 件	
必要とする理由	

様式第1号の4 (第5条の2関係)
様式第1号の4 (第5条の2関係)

福島市指令第 号

卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け承認書

譲渡人

福島市公設地方卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者氏名 様

譲受人

住 所
名称及び代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けについては、福島市公設地方卸売市場条例第12条の3第1項の規定により承認します。

年 月 日

福島市長



様式第1号の5 (第5条の3関係)

様式第1号の5 (第5条の3関係)

卸売業者の合併承認申請書

年 月 日

福島市長

福島市公設地方卸売市場 部卸売業者
 名称及び代表者氏名 ㊟

福島市公設地方卸売市場 部卸売業者
 名称及び代表者氏名 ㊟

福島市公設地方卸売市場条例第12条の3第2項の規定により卸売業者の合併の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

合併する卸売業者名及び承認年月日	名 称		
	承認年月日	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
合併後存続する法人又は合併により設立される法人	名 称		
	住 所		
	商 号		
取扱品目の部類			
取 扱 品 目			
方 法 及 び 条 件			
予 定 年 月 日			
必 要 と す る 理 由			

様式第1号の6 (第5条の3関係)

様式第1号の6 (第5条の3関係)

卸売業者の分割承認申請書

年 月 日

福島市長

卸売業者

名称及び代表者氏名

印

福島市公設地方卸売市場条例第12条の3第2項の規定により卸売業者の分割の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

分割する卸売業者名及び承認年月日	名 称	
	承認年月日	年 月 日 第 号
分割の業務を承継する後継業者	名 称	
	住 所	
	商 号	
取扱品目の部類		
取 扱 品 目		
方 法 及 び 条 件		
予 定 年 月 日		
必 要 と す る 理 由		

様式第1号の7 (第5条の3関係)

様式第1号の7 (第5条の3関係)

福島市指令第 号

卸売業者の合併承認書

福島市公設地方卸売市場	部卸売業者	
名称及び代表者氏名		様
福島市公設地方卸売市場	部卸売業者	
名称及び代表者氏名		様

年 月 日付けで申請のあった卸売業者の合併については、福島市公設地方卸売市場条例第12条の3第2項の規定により承認します。

年 月 日

福島市長



様式第1号の8（第5条の3関係）

様式第1号の8（第5条の3関係）

福島市指令第 号

卸売業者の分割承認書

福島市公設地方卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった卸売業者の分割については、福島市公設地方卸売市場条例第12条の3第2項の規定により承認します。

年 月 日

福島市長



様式第1号の9 (第6条関係)

様式第1号の9 (第6条関係)

種目別、産地別、品目別、月間売上高報告書

年 月 日

福島市長

卸売業者名

福島市公設地方卸売市場条例施行規則第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

種目別	品目	産地									
		売上高	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	

注 金額の欄は、消費税額及び地方消費税額を含む。

備考 この様式により難しいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

様式第1号の10 (第6条の4関係)

せり人届出書

年 月 日

福島市長

卸売業者名

㊟

福島市公設地方卸売市場条例第12条の6第2項の規定によりせり人について下記のとおり届け出ます。

記

取扱品目の部類	氏名	住所	備考

注 せり人を廃止するときは、備考欄にその旨を記載すること

様式第2号 (第7条関係)
様式第2号 (第7条関係)

仲 卸 業 務 承 認 申 請 書

年 月 日

福島市長

住 所
名称及び代表者氏名

印

福島市公設地方卸売市場条例第14条第1項の規定により
を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

部仲卸業務の承認

記

名 称	
住 所	
商 号	
仲 卸 業 務 を 行 う 取 扱 品 目 の 部 類	
取 扱 品 目	
備 考	

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）



福島市指令第 号

年 月 日

仲 卸 業 務 承 認 証

名 称

代表者氏名

福島市長



福島市公設地方卸売市場条例第14条第1項及び第2項の規定により下記事項を指定し、仲卸業務を行うことを承認します。

記

1 取扱品目の部類 部

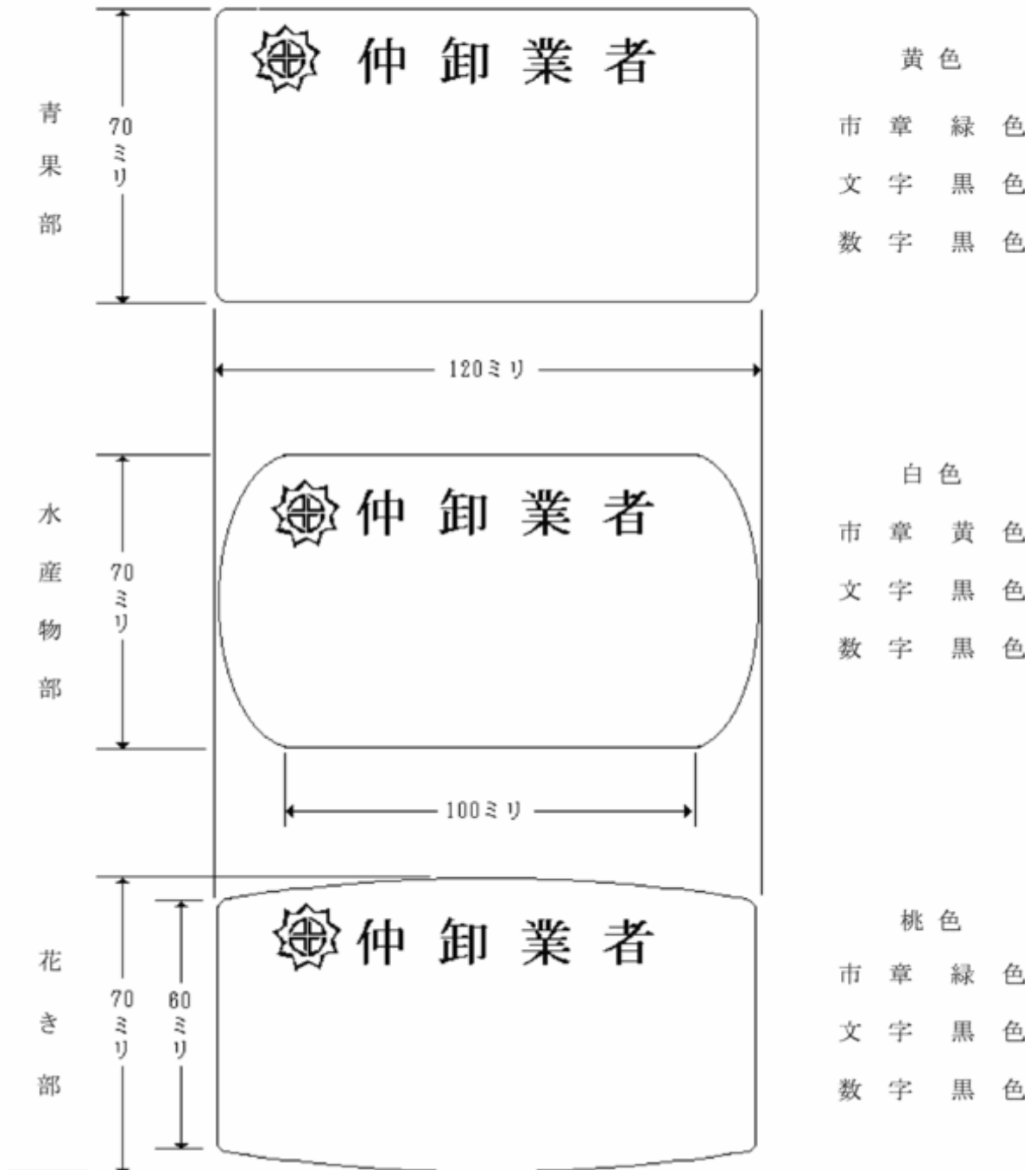
2 承認番号 第 号

市章、額縁は金色

様式第4号 (第10条関係)

様式第4号 (第10条関係)

仲卸業者章



様式第5号 (第12条関係)
様式第5号 (第12条関係)

仲卸補助者承認申請書

年 月 日

福島市長

部 仲卸業者名

福島市公設地方卸売市場条例施行規則第12条第2項の規定により仲卸補助者として使用したいので、下記のとおり申請します。

記

仲卸補助者の承認を受けようとする者			勤続年数	備考
氏名	生年月日	住所		

福島市指令 第 号

上記の申請については承認します。

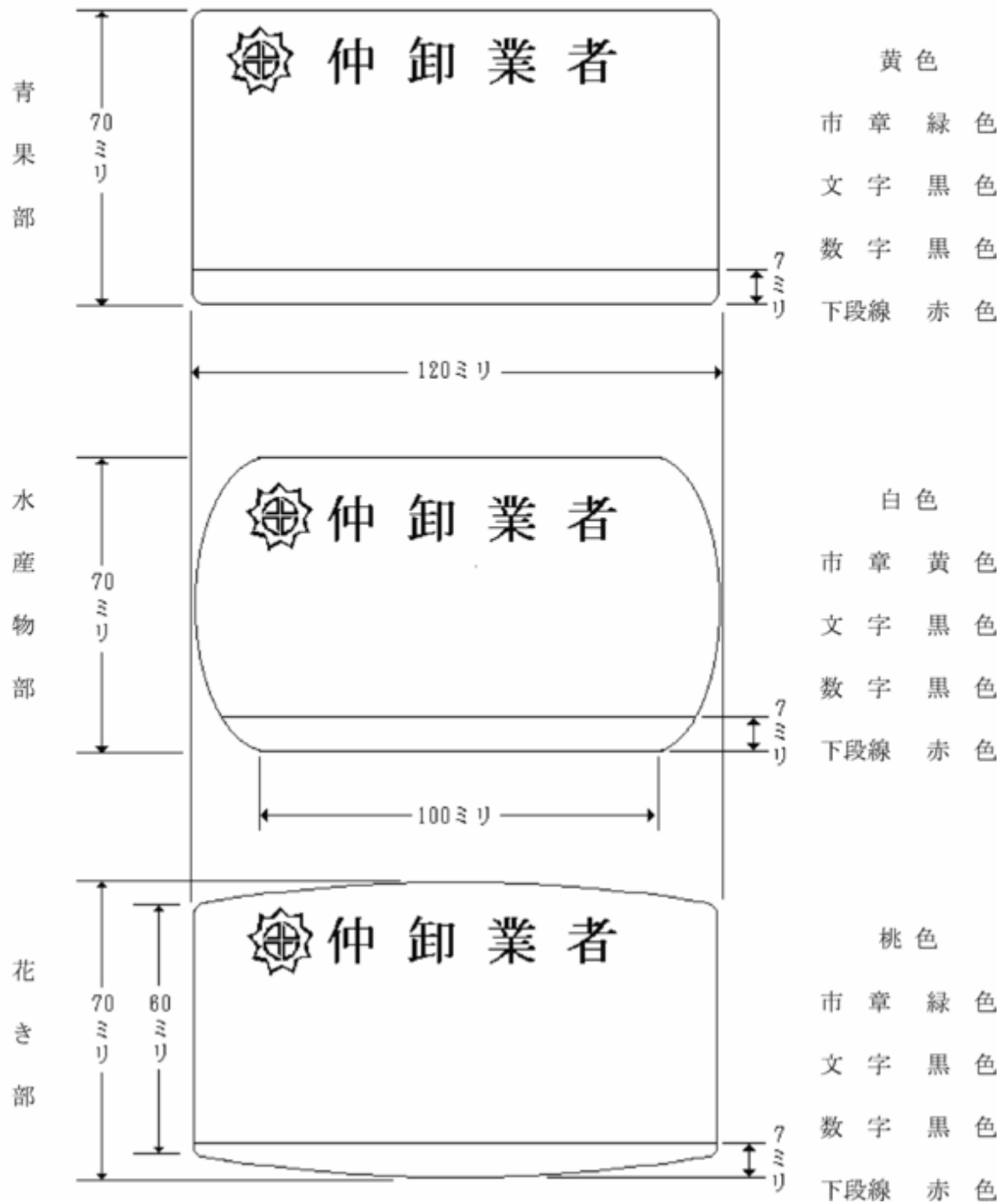
年 月 日

福島市長



様式第6号 (第12条関係)
 様式第6号 (第12条関係)

仲卸補助者章



様式第7号 (第13条関係)

様式第7号 (第13条関係)

仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け承認申請書

年 月 日

福島市長

譲渡人

福島市公設地方卸売市場

部仲卸業者

名称及び代表者氏名

㊤

譲受人

住 所

名称及び代表者氏名

㊤

福島市公設地方卸売市場条例第18条第1項の規定により仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けの承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名 称	
住 所	
商 号	
仲卸業務承認の年月日	
取扱品目の部類	
取 扱 品 目	
予 定 年 月 日	
内 容 及 び 条 件	
必 要 と す る 理 由	

様式第8号（第13条関係）

様式第8号（第13条関係）

福島市指令第 号

仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け承認書

譲渡人

福島市公設地方卸売市場

部仲卸業者

名称及び代表者氏名

様

譲受人

住 所

名称及び代表者氏名

様

年 月 日付けで申請のあった仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けについては、福島市公設地方卸売市場条例第18条第1項の規定により承認します。

年 月 日

福島市長



様式第9号 (第14条関係)
 様式第9号 (第14条関係)

仲卸業者の合併承認申請書

年 月 日

福島市長

福島市公設地方卸売市場 部仲卸業者
 名称及び代表者氏名 ⑩
 福島市公設地方卸売市場 部仲卸業者
 名称及び代表者氏名 ⑩

福島市公設地方卸売市場条例第18条第2項の規定により仲卸業者の合併の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

合併する仲卸業者名及び承認年月日	名 称		
	承認年月日	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
合併後存続する法人又は合併により設立される法人	名 称		
	住 所		
	商 号		
取扱品目の部類			
取 扱 品 目			
方 法 及 び 条 件			
予 定 年 月 日			
必 要 と す る 理 由			

様式第10号 (第14条関係)
 様式第10号 (第14条関係)

仲卸業者の分割承認申請書

年 月 日

福島市長

仲卸業者
 名称及び代表者氏名

㊞

福島市公設地方卸売市場条例第18条第2項の規定により仲卸業者の分割の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

分割する仲卸業者名及び承認年月日	名 称	
	承認年月日	年 月 日 第 号
分割後仲卸業者承継する方法	名 称	
	住 所	
	商 号	
取扱品目の部類		
取 扱 品 目		
方 法 及 び 条 件		
予 定 年 月 日		
必 要 と す る 理 由		

様式第11号（第14条関係）

様式第11号（第14条関係）

福島市指令第 号

仲卸業者の合併承認書

福島市公設地方卸売市場 名称及び代表者氏名	部仲卸業者	様
福島市公設地方卸売市場 名称及び代表者氏名	部仲卸業者	様

年 月 日付けで申請のあった仲卸業者の合併については、福島市公設地方卸売市場条例第18条第2項の規定により承認します。

年 月 日

福島市長



様式第12号（第14条関係）

様式第12号（第14条関係）

福島市指令第 号

仲卸業者の分割承認書

福島市公設地方卸売市場 部仲卸業者
名称及び代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった仲卸業者の分割については、福島市公設地方卸売市場条例第18条第2項の規定により承認します。

年 月 日

福島市長



様式第13号 (第16条関係)
様式第13号 (第16条関係)

(表)

仲卸業者事業報告書

年 月 日から
年 月 日まで

福島市長

年 月 日提出

部 仲卸業者名 ㊤

福島市公設地方卸売市場条例第20条の規定により事業報告書を提出します。

第1 業務の状況

1 事業の概要

(記載上の注意) 仲卸業務に係る売上高及び経営収支の概要を記載すること。

2 総会及び取締役会等の決議事項

開催年月日	決 議 事 項

3 内部組織に関する事項

(1) 事業運営組織

(2) 役員、株主又は出資者の持株数又は出資口数

役職名	氏名	生年月日	住 所	持株数又は出資口数

(裏)

(3) 従業員の状況

区 分		人 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
役 員	常 勤	人	歳	年
	非 常 勤			
	小 計			
従 業 員	営 業 関 係			
	事 務 関 係			
	小 計			
合 計				
臨時職員年間平均雇用人数				

(記載上の注意)

- 1 従業員との兼務役員は、役員の方に記載すること。
- 2 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

4 仲卸業務の状況

- (1) 仲卸業務に係る取扱高及び売上損益
- (2) 直接集荷品の販売
- (3) 販売先別取扱高

第2 経理の状況

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 株主資本変動計算書
- 4 貸借対照表及び損益計算書の内訳

様式第14号 (第16条関係)
様式第14号 (第16条関係)

仲卸業者月間売上高報告書 (月分)

年 月 日

福島市長

仲卸業者名

福島市公設地方卸売市場条例施行規則第16条第3項の規定により、販売実績を下記のとおり報告します。

記

売上金額	円
------	---

仕入金額	円
------	---

注

- 1 毎月10日までに前月分を報告のこと。
- 2 売上金額及び仕入金額の欄は、消費税額及び地方消費税額を含む。
- 3 仲卸業者は、条例第38条第2項ただし書の規定により買い入れた物品がある場合は、その仕入金額を仕入金額の欄に記入のこと。

様式第15号 (第20条関係)

様式第15号 (第20条関係)

売 買 参 加 承 認 申 請 書

年 月 日

福島市長

住 所

商 号

氏名又は名称 ⑩

(法人にあつては代表者の氏名)

福島市公設地方卸売市場条例第21条第1項の規定により売買参加の承認を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

氏 名 又 は 名 称	
住 所	
資 本 又 は 出 資 の 額	
卸売を受けようとする取扱品目の部類	

注

- 1 申請者が個人であるときは、資本又は出資の額の欄は記入しないこと。
- 2 支店で申請するときは、氏名又は名称の欄にその支店名及び支店長名、住所の欄に支店の所在地を記入すること。
- 3 申請者が法人であるときは、氏名又は名称及び住所の欄に常時売買に参加する者の氏名及び住所を記入すること。

様式第16号 (第22条関係)

様式第16号 (第22条関係)



福島市指令第 号

年 月 日

売 買 参 加 承 認 証

名 称

代表者氏名

福島市長



福島市公設地方卸売市場条例第21条第1項の規定により下記事項を指定し、
売買参加を承認します。

記

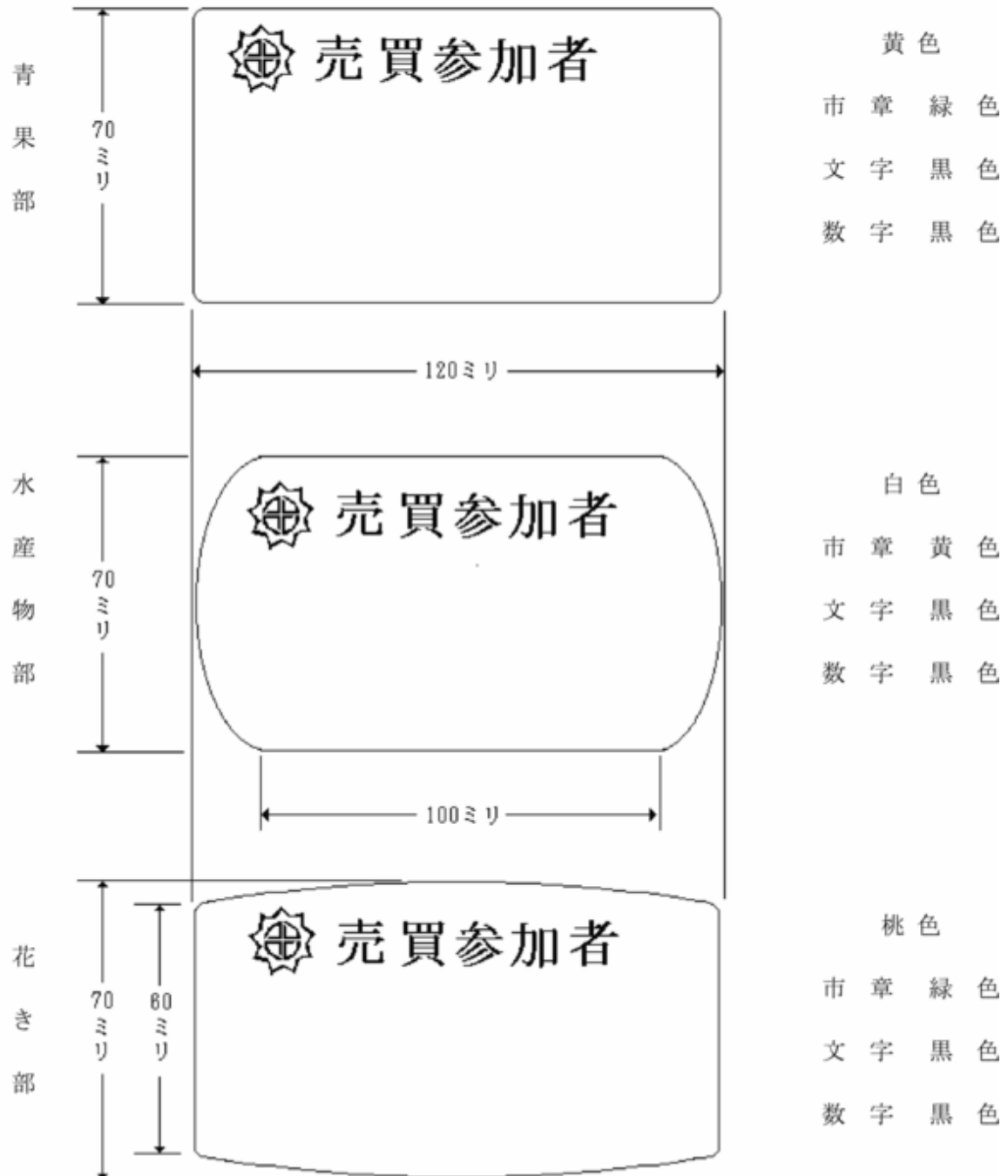
- 1 取扱品目の部類 部
- 2 承認番号 第 号
- 3 有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

市章、額縁は金色

様式第17号 (第22条関係)

様式第17号 (第22条関係)

売買参加者章



様式第18号 (第23条関係)

様式第18号 (第23条関係)

売買参加承認更新申請書

年 月 日

福島市長

売買参加者番号 部 第 号

住 所

商 号

氏名又は名称

(法人にあつては代表者の氏名)

福島市公設地方卸売市場条例施行規則第23条第1項の規定により売買参加の承認の更新を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

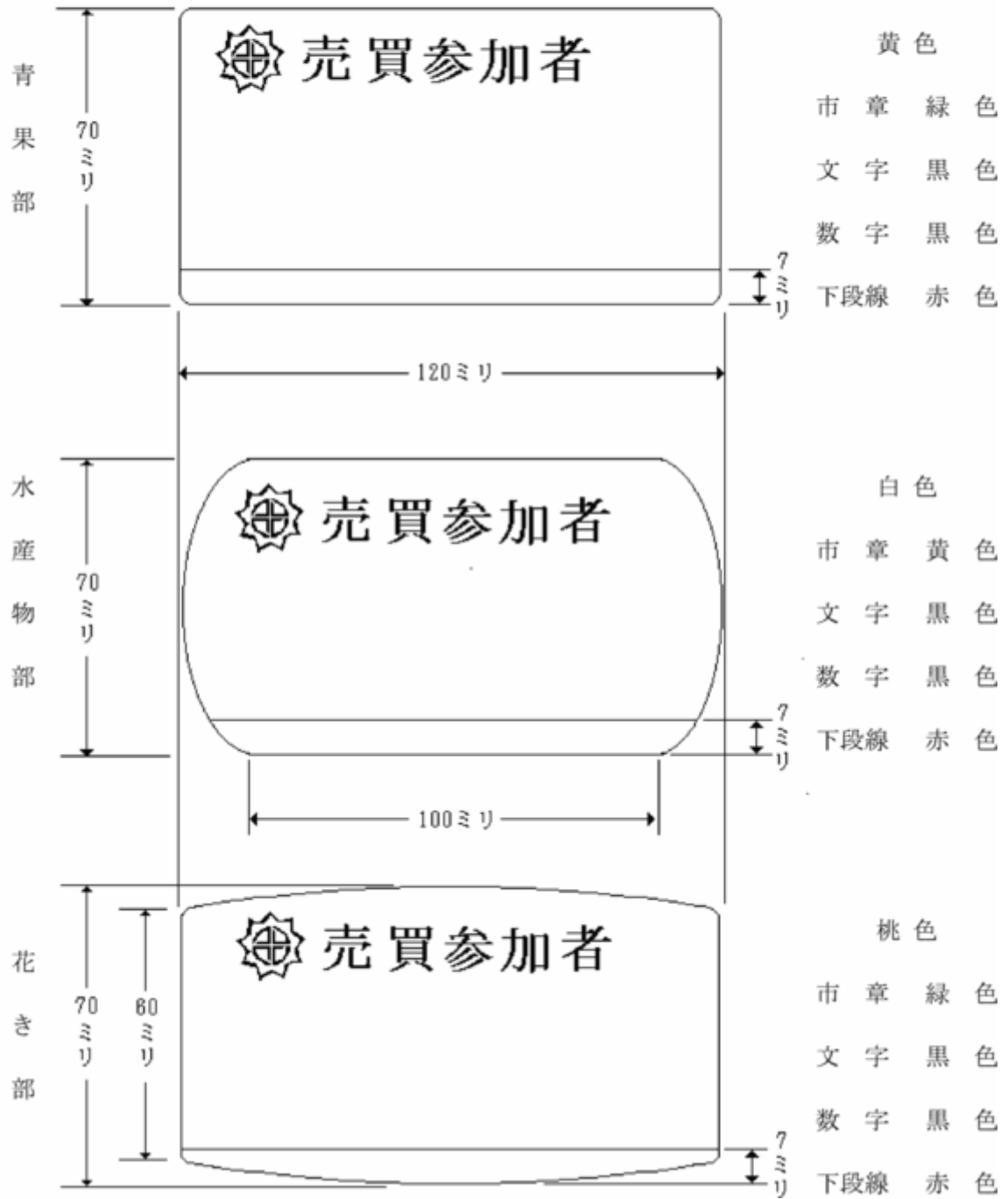
記

氏 名	
住 所	
生 年 月 日	

注 申請者が法人であるときは、氏名、住所及び生年月日の欄に、常時売買に参加するものの氏名、住所及び生年月日を記入すること。

様式第19号 (第25条関係)
 様式第19号 (第25条関係)

売 買 参 加 補 助 者 章



関 連 事 業 業 務 承 認 申 請 書

年 月 日

福島市長

住 所

商 号

氏名又は名称 ㊟

(法人にあつては代表者の氏名)

福島市公設地方卸売市場条例第24条第1項の規定により関連事業業務の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

氏名又は名称	
住 所	
資本金又は出資の額	
役員の氏名	
業務の内容	

注 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名の欄は記入しないこと。



福島市指令第 号

年 月 日

関 連 事 業 業 務 承 認 証

名 称

代 表 者
氏 名

福島市長



福島市公設地方卸売市場条例第24条第1項の規定により下記業務を指定し、
関連事業の業務を行うことを承認します。

記

1 業務の内容

市章、額縁は金色

様式第22号（第38条関係）

様式第22号（第38条関係）

入 札 票		
月 日		
会社名		
品 名	単 価	入 札 者 の 番 号

注 単価の欄は、入札者の入札金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

様式第25号 (第43条関係)
様式第25号 (第43条関係)

卸売相手方の制限届出書

年 月 日

福島市長

卸売業者名

福島市公設地方卸売市場条例第32条第2項の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたので、下記のとおり届け出ます。

記

卸売年月日		年 月 日					
品 目	産 地	出荷者名	等 級	卸売数量	転送数量	卸売価格	卸売相手方

注 卸売価格の欄は、相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額を加えた価格とする。

様式第25号の2 (第43条の2関係)
様式第25号の2 (第43条の2関係)

受託契約約款届出書

年 月 日

福島市長

卸売業者名

印

福島市公設地方卸売市場条例第35条の2の規定により受託契約約款について下記のとおり届け出ます。

記

定めた日又は変更した日	
約款の主要な規定事項	
変更の内容	
変更の理由	

注 変更の内容欄及び変更の理由欄は、受託契約約款を変更した時のみ記載すること。

様式第26号 (第48条関係)

様式第26号 (第48条関係)

仲卸業者の月間買入物品届出書 (月分)

年 月 日

福島市長

部 仲卸業者名

福島市公設地方卸売市場条例第38条第2項ただし書の規定により卸売業者以外の者から下記の物品を買い入れたので届け出ます。

記

品 目	産 地	等 級	買入の 相手方	数 量	金 額

注 金額の欄は、消費税額及び地方消費税額を含む。

様式第28号 (第52条関係)

様式第28号 (第52条関係)

卸売予定数量報告書

年 月 日

福島市長

卸売業者名

福島市公設地方卸売市場条例第41条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

品名	産地	単位	入荷数量	貯蔵数量	入荷見込数量	合計		せり数量		相対数量		第三者販売による数量		市場外販売による数量	
						個数	数量	個数	数量	個数	数量	個数	数量	個数	数量

様式第29号 (第52条関係)

様式第29号 (第52条関係)

入 荷 遅 延 物 品 報 告 書

年 月 日

福島市長

卸売業者名

福島市公設地方卸売市場条例施行規則第52条第2項の規定により入荷が遅延した物品があったので、下記のとおり報告します。

記

品 名					
出 荷 地			出 荷 者		
荷 姿			単 位	数 量	
到 着 日 時	年 月 日 時	輸 送 会 社			
		車 両 番 号			
遅 延 理 由					
販 売 方 法					
確 認	年 月 日 時				

様式第30号 (第52条関係)
様式第30号 (第52条関係)

入 荷 遅 延 証 明 願 書

年 月 日

福島市長

卸売業者名

福島市公設地方卸売市場条例施行規則第52条第2項の規定により物品の入荷遅延について証明願いたいので下記のとおり申請します。

記

品 名					
出 荷 地			出 荷 者		
荷 姿		単 位		数 量	
到 着 日 時	年 月 日		時		
輸 送 会 社					
車 両 番 号					
遅 延 理 由					

福島市指令 第 号

上記申請のとおり証明します。

年 月 日

福島市長



様式第31号（第52条関係）

様式第31号（第52条関係）

主要品目販売価格報告書
（せり・相対・第三者販売・市場外）

年 月 日

福島市長

卸売業者名

福島市公設地方卸売市場条例施行規則第52条第3項の規定により、主要品目について下記のとおり報告します。

記

品名	産地	銘柄		数量	単位	卸売価格		
		荷印	等級			高値	中値	安値

注 卸売価格の欄は、せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額を加えた価格とする。

様式第32号 (第52条関係)

様式第32号 (第52条関係)

売 上 高 日 計 表

年 月 日

福島市長

卸売業者名

福島市公設地方卸売市場条例施行規則第52条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

品名	産地	等級	出荷者	数量	単価	金額	受託 買付 の別	売買値段		
								高値	中値	安値

注 単価の欄は、せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額を加えた価格とし、金額の欄は、単価と数量の積の金額、高値、中値、安値の欄は、それぞれの単価とする。

様式第33号 (第52条関係)

様式第33号 (第52条関係)

売 上 高 月 計 表

年 月分

年 月 日

福島市長

卸売業者名

福島市公設地方卸売市場条例第41条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

品目	数 量 (k g)			金 額 (円)			販 売 の 相 手 方					
	受託	買付	計	受託	買付	計	仲 卸 業 者		売 参 加 買 者		合 計	
							数量	金額	数量	金額	数量	金額
合計												

注 金額の欄は、消費税額及び地方消費税額を含む。

備考 この様式により難いときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

様式第34号 (第55条関係)
様式第34号 (第55条関係)

委託手数料率届出書

年 月 日

福島市長

卸売業者名

⑩

福島市公設地方卸売市場条例第46条の規定により委託手数料の率を下記のとおり届け
出ます。

記

取扱品目	委託手数料の率	適用開始日

様式第35号 (第55条関係)
 様式第35号 (第55条関係)

(表)

事業計画書

年 月 日

福島市長

卸売業者名

印

福島市公設地方卸売市場条例施行規則第55条の規定により事業計画書を提出します。

- 1 事業の現況
- 2 当該委託手数料の率の理由
- 3 委託手数料届出後の事業概要
- 4 卸売業務の見込み

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高見込み及び売上損益見込み

年度	取扱品目	受託販売			買付販売			合計		
		数量	金額	委託 手数料	数量	金額	買付販 売損益	数量	金額	売上 総利益
本年度		〃	千円	千円	〃	千円	千円	〃	千円	千円
次年度										

注

- 1 取扱品目の欄には青果部にあつては野菜(輸入野菜に係るものを除く。)、輸入野菜、果実(輸入果実に係るものを除く。)、輸入果実、漬物及びその他に、水産物部にあつては生鮮水産物、冷凍水産物、塩干加工品及びその他に、花き部にあつては切花、鉢物、枝もの、植木その他に、それぞれ区分して記載すること。
- 2 花き部の数量の単位は、切花にあつてはケース(100本を1ケースに換算する。)、鉢物にあつては鉢(1個1鉢とする。)、枝ものにあつては束(100本を1束に換算する。)、植木にあつては本(1個1本とする。)として記載すること。

(裏)

(2) 集荷先別の取扱高の見込み

年 度	区分	生産者 個人	生産 者任 意組 合	出荷 団体	産地 出荷 業者	商社	他市 場卸 売業 者	他市場 仲卸業 者	その他	合計
	取扱品目									
本年度		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
次年度		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

注

- 1 取扱品目の欄には、青果部にあつては野菜、果実及びその他に、水産物部にあつては生鮮水産物、冷凍水産物、塩干加工品及びその他に、花き部にあつては切花、鉢物及びその他に、それぞれ区分して記載すること。
- 2 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。
- 3 青果部にあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。
- 4 水産物部にあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄及び他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。

様式第36号その1 (第58条関係)
様式第36号その1 (第58条関係)

市場施設使用指定(許可)申請書

年 月 日

福島市長

住 所

氏名又は名称 ㊟

(法人にあつては代表者の氏名)

福島市公設地方卸売市場条例第50条第1項(第2項)の規定により、市場施設の使用指定(許可)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

施 設 の 種 類	
使 用 面 積	平方メートル
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
そ の 他	

様式第36号その2 (第58条関係)
 様式第36号その2 (第58条関係)

市場施設使用指定(許可)申請書

年 月 日

福島市長

売買参加者	青果	番
	水産	番
	花き	番
買出人	番	
場内業者	卸・仲卸・その他	

住 所
 氏名又は名称
 (法人にあつては代表者の氏名)

TEL () -

福島市公設地方卸売市場条例第50条第1項(第2項)の規定により、市場施設の使用指定(許可)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

施設の種類	駐 車 場
使用台数	台
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用料	円
消費税及び地方消費税	円
合 計	円

様式第36号その3 (第58条関係)
様式第36号その3 (第58条関係)

市場施設使用指定(許可)申請書

年 月 日

福島市長

住 所

氏名又は名称

Ⓜ

(法人にあつては代表者の氏名)

TEL () -

福島市公設地方卸売市場条例第50条第1項(第2項)の規定により、市場施設の使用指定(許可)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

施設の種類	会議室
会議内容	
使用期日	年 月 日 ~ 年 月 日
使用時間	時 分 ~ 時 分
使用会議室	大会議室 小会議室
集合予定人員	人
その他	

様式第37号その1 (第58条関係)

様式第37号その1 (第58条関係)

市場施設使用指定(許可)書

福島市指令 第 号

様

福島市公設地方卸売市場条例第50条第1項(第2項)の規定により、施設の使用を下記のとおり指定(許可)します。

年 月 日

福島市長



記

施設の種類	
位置	
面積	平方メートル
指定(許可)期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用料	
その他	

様式第37号その2 (第58条関係)
様式第37号その2 (第58条関係)

市場施設使用指定(許可)書

福島市指令 第 号

様

福島市公設地方卸売市場条例第50条第1項(第2項)の規定により、施設の使用を下記のとおり指定(許可)します。

年 月 日

福島市長



記

施設の種類	駐 車 場
位 置	
使用台数	台
指定(許可)期間	年 月 日 ~ 年 月 日
そ の 他	

様式第37号その3 (第58条関係)
 様式第37号その3 (第58条関係)

市場施設使用指定(許可)書

福島市指令 第 号

様

福島市公設地方卸売市場条例第50条第1項(第2項)の規定により、施設の使用を下記のとおり指定(許可)します。

年 月 日

福島市長



記

施設の種類	会議室
会議内容	
使用期日	年 月 日 ~ 年 月 日
使用時間	時 分 ~ 時 分
使用会議室	大会議室 小会議室
集合予定人員	人
その他	

様式第38号（第61条関係）

様式第38号（第61条関係）

市場施設の原状変更承認申請書

年 月 日

福島市長

住 所

氏名又は名称 ㊟

（法人にあつては代表者の氏名）

福島市公設地方卸売市場条例第52条第1項ただし書の規定により、市場施設の原状を変更したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

原 状 変 更 の 理 由	
原 状 変 更 の 内 容 (種類、面積、内容)	
工 事 期 間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	

福島市指令 第 号

上記申請については、次の条件を付して承認します。

年 月 日

福島市長



（ 条 件 ）

様式第39号（第66条関係）

様式第39号（第66条関係）

市場施設返還届出書

年 月 日

福島市長

住 所

氏名又は名称

印

（法人にあつては代表者の氏名）

福島市公設地方卸売市場条例第53条の規定により下記のとおり返還します。

記

返還する市場施設	
返還する市場施設の 面 積	平方メートル
返 還 期 日	年 月 日
返 還 理 由	

様式第40号 (第71条関係)
様式第40号 (第71条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

福島市長

使用者名 ④

福島市公設地方卸売市場条例第57条の規定により使用料の減免を受けたいので下記
のとおり申請します。

記

使用料の種類	
施設の面積	
減免額	
減免理由	

様式第41号 (第78条関係)

様式第41号 (第78条関係)

(表)

第 号	立 入 検 査 証 明 書	↑ 48mm ↓
職 名	氏 名	
脱帽上半身 たて 3cm よこ 2.5cm	生年月日	
	上記の者は、福島市公設地方卸売市場条例第58条第1項 の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
年 月 日	福島市長	印
← 80mm →		

(裏)

- 1 この証明書は、福島市公設地方卸売市場条例第58条第1項の規定により立入検査をする職員に交付する。
- 2 立入検査をするときは、この証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 この証明書は、他人に貸与してはならない。